

令和8年6月

第5回

横手市議会
定例会議案

令和8年第5回横手市議会6月定例会議案一覧表

(1)	報告第6号	令和7年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について	1	～	2
(2)	報告第7号	令和7年度横手市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	3	～	4
(3)	報告第8号	令和7年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5	～	8
(4)	報告第9号	令和7年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	9	～	10
(5)	報告第10号	令和7年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	11	～	12
(6)	報告第11号	令和7年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	13	～	14
(7)	議案第55号	横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	15	～	17
(8)	議案第56号	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18	～	56
(9)	議案第57号	横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	57	～	84
(10)	議案第58号	横手市介護保険条例の一部を改正する条例	85	～	87
(11)	議案第59号	横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	88	～	90
(12)	議案第60号	財産の取得について(除雪ドーザ11t級(サイドスライドアングリングプラウ付) 1台)	91		
(13)	議案第61号	財産の取得について(小形ロータリ除雪車1.3m級(最大除雪幅1.5m) 1台)	92		
(14)	議案第62号	財産の取得について(ロータリ除雪車2.2m級(最大除雪幅2.6m) 1台)	93		
(15)	議案第63号	財産の取得について(除雪ドーザ 14t級(サイドスライドアングリングプラウ付) 1台)	94		

- | | | | |
|------|--------|-------------------------------------|-------|
| (16) | 議案第64号 | 令和8年度横手市一般会計補正予算(第2号) | 予算書の頁 |
| (17) | 議案第65号 | 令和8年度横手市一般会計補正予算(第3号) | 予算書の頁 |
| (18) | 議案第66号 | 令和8年度横手市国民健康保険特別会計補正
予算(第1号) | 予算書の頁 |
| (19) | 議案第67号 | 令和8年度横手市介護保険特別会計補正予算
(第1号) | 予算書の頁 |
| (20) | 議案第68号 | 令和8年度横手市市営介護サービス事業特別
会計補正予算(第1号) | 予算書の頁 |

報告第6号

令和7年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和7年度横手市一般会計継続費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

令和7年度 横手市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源			
											国 県 支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	大型公共施設 整備事業（横 手体育館）	9,876,784,000	1,027,592,000	6,890,447,000	7,918,039,000	7,605,545,200	312,493,800	312,493,800	13,353,800	114,440,000	184,700,000	0
4	衛生費	2 清掃費	ペットボトル 等処理施設整 備事業	971,986,000	111,178,000	0	111,178,000	45,828,200	65,349,800	65,349,800	45,849,800	0	19,500,000	0

令和8年6月1日提出

横手市長 高 橋 大

報告第7号

令和7年度横手市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和7年度横手市水道事業会計継続費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

令和7年度 横手市水道事業会計 継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の 総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務 発生(見込)額	残額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額
				予算計上額	前年度 通次 繰越額	計				国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金 等	
1資本的支出	1建設改良費	施設統廃合推 進事業 (雄物川浄水 場)	円 3,338,000,000	円 1,003,000,000	円 0	円 1,003,000,000	円 11,483,000	円 991,517,000	円 991,517,000	円 261,021,000	円 721,300,000	円 9,196,000	円 0

令和8年6月1日提出

横手市長 高橋 大

報告第8号

令和7年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和7年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

令和7年度 横手市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	1 総務管理費	大雄庁舎空調設備改修事業（大雄庁舎管理費）	57,962,000	54,903,000	0	0	52,100,000	0	2,803,000
2	総務費	1 総務管理費	財産経営推進計画実施事業（公共施設等解体・改修事業（旧雄物川北小学校））	347,022,000	209,532,000	0	0	197,200,000	0	12,332,000
2	総務費	1 総務管理費	大型公共施設整備事業（大型公共施設整備事業（横手体育館））	70,500,000	70,500,000	0	0	67,100,000	0	3,400,000
2	総務費	1 総務管理費	地方創生臨時交付金事業（原油高騰対策運送事業者等支援事業）	9,290,000	9,290,000	0	7,896,000	0	0	1,394,000
2	総務費	2 徴税費	地籍調査事業	8,593,000	8,593,000	0	6,049,000	0	0	2,544,000
2	総務費	2 徴税費	地籍調査事業（地籍調査事業（債務負担））	276,000	276,000	0	206,000	0	0	70,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務費	6,314,000	6,314,000	0	5,303,000	0	0	1,011,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務費	3,267,000	3,267,000	0	3,267,000	0	0	0
3	民生費	1 社会福祉費	老人福祉センターゆうらく館費	2,817,000	2,817,000	0	0	0	0	2,817,000
3	民生費	1 社会福祉費	地方創生臨時交付金事業（医療費助成オンライン資格確認システム改修助成事業）	3,864,000	3,864,000	0	1,932,000	0	0	1,932,000
3	民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付費	2,470,000	822,000	0	822,000	0	0	0
4	衛生費	1 保健衛生費	地方創生臨時交付金事業（二次救急医療機関物価高騰対策事業）	85,538,000	44,436,000	0	42,304,029	0	0	2,131,971
6	農林水産業費	1 農業費	農業総務事務費	106,081,000	106,081,000	465,695	0	0	105,615,305	0
6	農林水産業費	1 農業費	農業経営支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）	51,536,000	29,305,000	0	29,305,000	0	0	0
6	農林水産業費	1 農業費	作物振興事業（あきたの園芸省エネ化支援事業）	6,500,000	5,769,000	0	5,769,000	0	0	0
6	農林水産業費	1 農業費	よこて農業創生大学事業（種苗供給安定化緊急対策事業）	3,780,000	3,780,000	0	1,637,000	0	0	2,143,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
6	農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（飼料高騰対策事業）	46,277,000	46,277,000	0	37,022,000	0	0	9,255,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（農地集積加速化基盤整備事業）	28,242,000	28,242,000	0	0	28,200,000	0	42,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業水利施設整備事業（県営かんがい排水事業）	8,143,000	6,854,000	0	0	6,800,000	0	54,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業水利施設整備事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）	860,000	860,000	0	0	800,000	0	60,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業水利施設整備事業（県営小水力等発電施設整備事業）	296,000	296,000	0	0	200,000	0	96,000
6	農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業（県営ため池等整備事業）	1,056,000	1,056,000	0	0	900,000	0	156,000
6	農林水産業費	2 林業費	林道維持補修費（林道維持補修費）	22,678,000	22,678,000	0	13,750,000	7,900,000	0	1,028,000
7	商工費	1 商工費	伝統的産業緊急支援事業	57,041,000	57,041,000	0	28,520,000	0	0	28,521,000
7	商工費	1 商工費	地方創生臨時交付金事業（プレミアム付商品券事業）	877,202,000	877,202,000	0	816,279,404	0	0	60,922,596
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良単独事業費（くらしのインフラ整備事業）	135,661,000	83,800,000	0	0	50,600,000	0	33,200,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良単独事業（天下森スキー場接続道路整備事業）	1,594,000	694,000	0	0	0	0	694,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス補助事業（橋りょう維持）	84,100,000	20,300,000	0	9,616,000	0	0	10,684,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	克雪施設（流雪溝・消雪パイプ・消融雪溝等）管理費（克雪施設管理費（横手地域））	46,310,000	46,000,000	0	0	43,000,000	0	3,000,000
8	土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	7,600,000	4,520,000	0	0	4,500,000	0	20,000
8	土木費	4 都市計画費	地方街路整備事業（地方街路整備事業（八幡根岸線））	9,918,000	131,000	0	0	100,000	0	31,000
8	土木費	4 都市計画費	都市再生整備事業（都市再生整備事業）	37,186,000	37,186,000	0	8,091,000	7,200,000	0	21,895,000
9	消防費	1 消防費	地域防災緊急整備事業	19,383,000	19,383,000	0	3,000,000	0	0	16,383,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	1 教育総務費	小中学校環境整備事業（小中学校照明LED化事業）	72,226,000	72,226,000	0	0	44,800,000	0	27,426,000
10	教育費	2 小学校費	小学校管理費	18,700,000	18,331,000	0	0	0	0	18,331,000
10	教育費	2 小学校費	小学校長寿命化対策事業（吉田小学校）	351,517,000	351,517,000	0	0	329,200,000	0	22,317,000
10	教育費	5 保健体育費	屋内体育施設費（横手体育館開館準備事業）	332,699,000	332,699,000	0	0	119,800,000	0	212,899,000
11	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業（令和5年発生林業施設災害復旧事業）	14,000,000	14,000,000	0	9,555,000	1,200,000	0	3,245,000

令和8年6月1日提出

横手市長 高橋 大

報告第9号

令和7年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和7年度横手市水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

令和7年度 横手市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1資本的支出	1建設改良費	国道13号改良工事に伴う配水管布設工事(柳田工区)	33,400,000	0	33,400,000	0	33,400,000	0	0	0	国土交通省との歩道工事の発注調整に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	国道13号改良工事に伴う配水管布設工事(美砂古工区)	80,000,000	0	80,000,000	0	80,000,000	0	0	0	国土交通省発注の関連工事(国道13号改良工事)が繰越となったことに伴い工期延長が必要となったため
1資本的支出	1建設改良費	愛宕山配水池更新事業工 事用道路用地調査等業務委託	6,671,000	0	6,671,000	0	0	6,671,000	0	0	地質調査結果に基づき、工事用道路のルートの再検討と、それに伴う用地面積の変更が生じることから繰越が必要となったため
1資本的支出	1建設改良費	雄物川地区配水管布設替 工事(石塚東工区)	40,920,000	0	40,920,000	0	40,900,000	20,000	0	0	既設埋設管及び給水管位置の調査に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	雄物川地区配水管布設替 工事(大沢工区)	38,540,000	0	38,540,000	0	38,500,000	40,000	0	0	給水管埋設位置等の調査に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	配水管布設替工事(沼館 工区)	25,011,000	0	25,011,000	5,072,000	19,900,000	39,000	0	0	国の補正予算による交付金事業として未契約で繰越することとなったため
1資本的支出	1建設改良費	公共堰堤改良事業(大松 川ダム)負担金	3,250,000	0	3,250,000	0	0	3,250,000	0	0	県事業の一部が繰越となったため

令和8年6月1日提出

横手市長 高橋 大

報告第10号

令和7年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和7年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

令和7年度 横手市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道建設負担金	43,276,000	23,276,000	20,000,000	0	20,000,000	0	0	0	県事業費の一部が繰越となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	下水道ストックマネジメント基本計画策定	25,993,000	0	25,993,000	6,700,000	0	19,293,000	0	0	計画策定に必要な情報について当市の下水道台帳内容に不足があり、情報収集に不測の日数を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	令和7年度 三本柳地区管渠築造工事	15,612,000	0	15,612,000	5,000,000	10,600,000	12,000	0	0	県道拡幅工事との調整に不測の日数を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	大森浄化センター地質調査業務委託	12,141,000	0	12,141,000	0	0	12,141,000	0	0	施設の健全性に関する詳細調査実施の可否を判断するための予備調査が必要になり、年度内の調査完了が困難となったため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						下水道使用料等			
1 収益的支出	1 営業費用	大森浄化センター施設性能等に関する第三者委員会運営補助業務委託	5,885,000	0	5,885,000	5,885,000	0	0	第1回の第三者委員会の協議において今後の委員会スケジュール等を検討した結果、年度内の完了が見込めなくなったため

令和8年6月1日提出

横手市長 高橋 大

報告第11号

令和7年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、令和7年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書について次のとおり報告する。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

令和7年度 横手市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明		
				支出 済額	支出 未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源			
									国県支出 金	地方債	その他				
11	災害復 旧費	1	農林水 産業施 設災害 復旧費	林業施設災害復旧事業 (令和5年発生林業施 設災害復旧事業)	66,390,190	26,882,590	39,507,600	0	39,507,600	0	34,647,000	1,700,000	0	3,160,600	支障木伐採において、これまでの調査では把握し得なかった地権者の存在が判明し、3週間ほどの工程遅延が生じた。支障木の伐採を開始後は、残雪の影響により伐採対象木が折り重なっていたため処理に不測の日数を要し、3週間ほどの工程遅延が生じた。さらに、工事進入路(県道)の橋梁補修工事のため全面通行止めとなった期間があり、2週間の工程遅延が生じた。これら遅延の理由により、年度内完成が困難となったもの。

令和8年6月1日提出

横手市長 高橋 大

議案第 55 号

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

危険鳥獣の捕獲等の作業に従事する者に危険鳥獣捕獲等作業手当を支給するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年横手市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第15条 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 危険鳥獣捕獲等作業手当</u></p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>(危険鳥獣捕獲等作業手当)</u></p> <p><u>第16条 危険鳥獣捕獲等作業手当は、危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして市長が認めたものに従事したときに支給する。</u></p>

<p>(併給の禁止)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>(支給方法)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p>	<p><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,640円とする。</u></p> <p>(併給の禁止)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>(支給方法)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年9月1日から適用する。
(危険鳥獣捕獲等作業手当の支給に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の横手市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の規定を適用する場合における令和7年9月から令和8年5月までに行われた危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業に係る危険鳥獣捕獲等作業手当の支給については、改正後の条例第18条中「その月分を翌月」とあるのは、「令和7年9月から令和8年5月まで分を令和8年7月」と読み替えるものとする。

議案第56号

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 [略] 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・ <u>第52条</u> ） 第4章 [略] 附則	目次 第1章・第2章 [略] 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 [略] 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条～ <u>第52条</u> ） 第4章 [略] 附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項の小学校就学前子ども
- (2) 認定こども園 法第7条第4項の認定こども園
- (3) 幼稚園 法第7条第4項の幼稚園
- (4) 保育所 法第7条第4項の保育所
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項の家庭的保育事業
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項の居宅訪問型保育事業
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

項の事業所内保育事業

(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項の教育・
保育給付認定

(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項の
教育・保育給付認定保護者

(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項の
教育・保育給付認定子ども

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・
子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下
「令」という。）第4条第1項の満3歳以上教育・保育
給付認定子ども

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項
第2号の特定満3歳以上保育認定子ども

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項の満
3歳未満保育認定子ども

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号
の市町村民税所得割合算額

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項の負担
額算定基準子ども

- (17) 支給認定証 法第20条第4項の支給認定証
- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条の教育・保育給付認定の有効期間
- (19) 特定教育・保育施設 法第27条第1項の特定教育・保育施設
- (20) 特定教育・保育 法第27条第1項の特定教育・保育
- (21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定による市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領すること。
- (22) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項の特定地域型保育事業者
- (23) 特定地域型保育 法第29条第1項の特定地域型保育
- (24) 特別利用保育 法第28条第1項第2号の特別利

用保育

(25) 特別利用教育 法第28条第1項第3号の特別利用教育

(26) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号の特別利用地域型保育

(27) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号の特定利用地域型保育

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合にあつては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合にあつては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」と

等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号の小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号又は第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考を行わなければならない。

5 [略]

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

いう。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号の小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考を行わなければならない。

5 [略]

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 [略]

（利用者負担額等の受領）

第13条 [略]

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 [略]

（利用者負担額等の受領）

第13条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77, 101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定

7, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）

(8)～(11) [略]

(定員の遵守)

第22条 [略]

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) [略]

(利用定員の遵守)

第22条 [略]

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども

号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第
19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給
付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定
められた法第19条第2号の小学校就学前子どもに係る利用
定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項

及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号の小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもの区分」とあるのは「法第19条第2号の小学校就学前子どもの区分」と、第

中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号の小学校就学前子どもに係る利用

認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号の小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号の小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大

定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号の小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とある

臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第4項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育

のは「教育認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第4項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育

事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号の小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号の小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定

事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号の小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号の小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定

総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わ

子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上

なければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

で、選考を行わなければならない。

- 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

- 2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育

じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めたものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の

8 [略]

9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 [略]

11 [略]

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した場合は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 [略]

確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 [略]

10 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

11 [略]

12 [略]

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した場合は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 [略]

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）

(8)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務について

務については、この限りでない。

3 [略]

(定員の遵守)

第48条 [略]

(記録の整備)

第49条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) [略]

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下

は、この限りでない。

3 [略]

(利用定員の遵守)

第48条 [略]

(記録の整備)

第49条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) [略]

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第

この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければなら

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次

ない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条か

条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号の小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは、「法第19条第1号又は第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象と

ら第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号の小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは、「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」において同じ」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定

なる法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用してい

る満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「利用の申込みに係る法第19条第2号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づ

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

く選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」
と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定こどもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

も（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下こ</p>	<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下こ</p>

の条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同

の条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保

じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項第2号に掲げる場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運

育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めたものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運

営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) [略]

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第29条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) [略]

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) 及び小規模保育事業C型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) とする。

(職員)

第29条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) [略]

3 [略]

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) [略]

3 [略]

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは

「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育所事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認め

「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 3 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育所事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な

る場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

横手市国民健康保険税条例（平成17年横手市条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金</p>

等」という。) 及び介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等

等」という。) 、介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。) 及び子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金 (以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) [略]

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 [略]

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額

割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の9.67

及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 [略]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の9.24

を乗じて算定する。

2 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条及び第25条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該

を乗じて算定する。

2 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条、第11条の5及び第25条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間に

世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条及び第25条第1項において同じ。)以外の世帯 20,800円

(2)・(3) [略]

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 [略]

あるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条、第11条の5及び第25条第1項において同じ。)以外の世帯 20,800円

(2)・(3) [略]

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第11条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第11条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た

第11条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について50円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第11条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額

額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者に

（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者に

あつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア [略]

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) [略]

ウ～カ [略]

あつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア [略]

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) [略]

ウ～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。)1人について840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。）1人について35円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。）1人について25円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同

一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。)1人について240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。)1人について10円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額する者とした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) [略]

0円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 18

0円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の

5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) [略]

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) [略]

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に

(5) [略]

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

属する月数を乗じて得た額

(5) [略]

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の2の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の3の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) の1

2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た

附 則

- 5 第9条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税の納期について適用し、平成17年度分の国民健康保険税の納期については、なお合併前の条例の例による。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 1 世帯主又はその世帯主に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

額とする。

附 則

- 5 第14条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税の納期について適用し、平成17年度分の国民健康保険税の納期については、なお合併前の条例の例による。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 1 世帯主又はその世帯主に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金

「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」と

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期

いう。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金

譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び

とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の

山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の

課税の特例)

1 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、

課税の特例)

1 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、

同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の

規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金

2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第11条の2及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市国民健康保険税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の横手市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第58号

横手市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月1日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

介護保険の第1号保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度税制見直しにより保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者について、令和7年度税制見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の特例を行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市介護保険条例の一部を改正する条例

横手市介護保険条例（平成17年横手市条例第172号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～11 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～11 [略]</p> <p><u>（令和8年度における保険料率の特例）</u></p> <p><u>12 第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、令附則第25条の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者（以下「みなし課税者」という。）がいる場合において、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第20条第1項各号に掲げる区分をいう。）が当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該</u></p>

第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料率の高い保険料段階に決定される場合の当該第1号被保険者の令和8年度の保険料率は、第20条の規定にかかわらず、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定される当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階による保険料率とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第 59 号

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市公共下水道事業計画の変更に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年横手市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 下水道事業の計画処理区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア 計画処理区域面積 <u>2,076.4ヘクタール</u></p> <p>イ 計画処理人口 <u>33,400人</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 下水道事業の計画処理区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア 計画処理区域面積 <u>2,090.3ヘクタール</u></p> <p>イ 計画処理人口 <u>28,580人</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ11t級（サイドスライドアングリングプラウ付） | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 19,085,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字檀森44番地2
コマツ秋田株式会社 横手支店
支店長 秋本 秋穂 | |

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第61号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 名 称 | 小形ロータリ除雪車1.3m級（最大除雪幅1.5m） | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 30,712,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市駅前町7番30号
打川自動車株式会社
代表取締役 打川 敦 | |

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第62号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 名 称 | ロータリ除雪車2.2m級（最大除雪幅2.6m） | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 62,909,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市駅前町7番30号
打川自動車株式会社
代表取締役 打川 敦 | |

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第63号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ14t級（サイドスライドアングリングプラウ付） | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 22,198,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字檀森44番地2
コマツ秋田株式会社 横手支店
支店長 秋本 秋穂 | |

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第64号

令和8年度横手市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度横手市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,769,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		4,966,051	17,500	4,983,551
	2 基金繰入金	4,849,078	17,500	4,866,578
22 市債		3,625,300	52,500	3,677,800
	1 市債	3,625,300	52,500	3,677,800
歳入	合計	57,699,000	70,000	57,769,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		6,850,295	70,000	6,920,295
	2 清掃費	2,431,922	70,000	2,501,922
歳出	合計	57,699,000	70,000	57,769,000

第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	ペットボトル等処理施設整備事業	971,986	令和7年度	111,178	1,071,986	令和7年度	111,178
				令和8年度	860,808		令和8年度	930,808
				—	—		令和9年度	30,000

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ペットボトル等処理施設整備事業	524,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	576,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	4,966,051	17,500	4,983,551
22 市債	3,625,300	52,500	3,677,800
計	57,699,000	70,000	57,769,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	6,850,295	70,000	6,920,295			52,500		17,500
計	57,699,000	70,000	57,769,000			52,500		17,500

2. 歳入

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	3,003,914	17,500	3,021,414	1 財政調整基金繰入金	17,500	財政調整基金繰入金 17,500
計	4,849,078	17,500	4,866,578			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生債	634,100	52,500	686,600	2 清掃事業債	52,500	一般廃棄物処理事業債 52,500
計	3,625,300	52,500	3,677,800			

3. 歳出

4 款 衛生費

2 項 清掃費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2塵芥処理費	2,002,347	70,000	2,072,347		52,500		17,500	14 工事請負費	70,000	ペットボトル等処理施設整備事業 70,000
計	2,431,922	70,000	2,501,922		52,500		17,500			

継続費についての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び
当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画					前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源								一 般 財 源
					国 支 出	県 金	地 方 債						
4 衛生費	2 清掃費	ペットボトル等処理施設整備事業	令和	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			7年度	111,178	35,454	70,800		4,924	45,828	65,350	111,178	10.4	
			8年度	930,808	266,991	576,800		87,017	930,808	930,808		86.8	
			9年度	30,000		27,000		3,000			30,000		
			計	1,071,986	302,445	674,600		94,941	45,828	996,158	1,041,986	30,000	97.2

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	3,623,800	52,500	3,676,300	5,560,311		5,560,311	49,668,404	52,500	49,720,904
(3)衛生	634,100	52,500	686,600	717,305		717,305	5,872,802	52,500	5,925,302
合 計	3,625,300	52,500	3,677,800	7,301,607		7,301,607	61,468,764	52,500	61,521,264

(資料)

地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高見込額		当該年度末現在高見込額	
	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和7年度予算最 終専決時点)	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和7年度予算最 終専決時点)
1. 普通債	51,781,567	51,603,415	49,846,556	49,668,404
(1)総 務	11,164,474	11,316,576	10,563,986	10,716,088
(2)民 生	2,054,241	2,047,326	1,812,439	1,805,524
(3)衛 生	6,004,662	5,956,007	5,921,457	5,872,802
(5)農林水産	4,361,429	4,348,604	4,062,633	4,049,808
(6)商 工	993,153	993,808	1,238,250	1,238,905
(7)土 木	11,442,834	11,319,813	11,356,075	11,233,054
(8)消 防	3,053,927	3,048,878	3,049,625	3,044,576
(9)教 育	12,336,280	12,201,836	11,529,551	11,395,107
(10)公営住宅	370,567	370,567	312,540	312,540
2. 災害復旧債	261,479	341,367	200,694	280,582
(1)農林水産	42,504	46,663	37,909	42,068
(2)土 木	218,975	294,704	162,785	238,514
3. そ の 他	13,195,501	13,200,289	11,514,990	11,519,778
(1)転貸債	750,558	752,390	660,391	662,223
(2)減税補てん債	4,361	4,361	0	0
(3)減収補てん債	68,668	68,668	54,940	54,940
(4)臨時財政対策債	12,371,914	12,374,870	10,799,659	10,802,615
合 計	65,238,547	65,145,071	61,562,240	61,468,764

議案第65号

令和8年度横手市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度横手市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,962,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,527,540	10,399	7,537,939
	2 国庫補助金	2,273,263	10,399	2,283,662
16 県支出金		4,380,340	231,760	4,612,100
	1 県負担金	2,160,796	9,375	2,170,171
	2 県補助金	2,043,830	222,385	2,266,215
19 繰入金		4,983,551	△95,659	4,887,892
	2 基金繰入金	4,866,578	△95,659	4,770,919
21 諸収入		1,734,979	8,500	1,743,479
	4 雑入	403,382	8,500	411,882
22 市債		3,677,800	38,300	3,716,100
	1 市債	3,677,800	38,300	3,716,100
歳入	合計	57,769,000	193,300	57,962,300

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		301,697	922	302,619
	1 議会費	301,697	922	302,619
2 総務費		7,186,783	△42,700	7,144,083
	1 総務管理費	6,290,030	△28,818	6,261,212
	2 徴税費	506,340	△20,791	485,549
	3 戸籍住民基本台帳費	280,285	12,371	292,656
	4 選挙費	51,620	△5,753	45,867
	6 監査委員費	52,290	291	52,581
3 民生費		15,733,805	79,556	15,813,361
	1 社会福祉費	8,335,551	61,496	8,397,047
	2 児童福祉費	6,246,777	5,450	6,252,227
	3 生活保護費	1,139,032	110	1,139,142
	5 災害救助費	1,070	12,500	13,570
4 衛生費		6,920,295	7,436	6,927,731
	1 保健衛生費	3,285,399	3,818	3,289,217
	2 清掃費	2,501,922	3,618	2,505,540
6 農林水産業費		3,208,457	43,371	3,251,828
	1 農業費	2,834,530	40,611	2,875,141
	2 林業費	373,927	2,760	376,687

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		2,755,594	14,303	2,769,897
	1 商工費	2,755,594	14,303	2,769,897
8 土木費		6,856,820	25,292	6,882,112
	1 土木管理費	84,895	△1,397	83,498
	2 道路橋りょう費	3,773,482	33,595	3,807,077
	4 都市計画費	2,639,527	△5,983	2,633,544
	5 住宅費	269,075	△923	268,152
9 消防費		2,341,036	53,697	2,394,733
	1 消防費	2,341,036	53,697	2,394,733
10 教育費		4,350,829	11,423	4,362,252
	1 教育総務費	1,330,406	16,027	1,346,433
	2 小学校費	504,099	△5,626	498,473
	3 中学校費	270,626	5,682	276,308
	4 社会教育費	776,371	△1,473	774,898
	5 保健体育費	1,469,327	△3,187	1,466,140
歳 出	合 計	57,769,000	193,300	57,962,300

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
克雪施設改修事業	169,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	207,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,527,540	10,399	7,537,939
16 県支出金	4,380,340	231,760	4,612,100
19 繰入金	4,983,551	△95,659	4,887,892
21 諸収入	1,734,979	8,500	1,743,479
22 市債	3,677,800	38,300	3,716,100
計	57,769,000	193,300	57,962,300

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	301,697	922	302,619					922
2 総務費	7,186,783	△42,700	7,144,083	4,013			8,500	△55,213
3 民生費	15,733,805	79,556	15,813,361	1,168	14,910			63,478
4 衛生費	6,920,295	7,436	6,927,731					7,436
5 労働費	126,784	0	126,784	5,218				△5,218
6 農林水産業費	3,208,457	43,371	3,251,828		50,260			△6,889
7 商工費	2,755,594	14,303	2,769,897					14,303
8 土木費	6,856,820	25,292	6,882,112			38,300		△13,008
9 消防費	2,341,036	53,697	2,394,733					53,697
10 教育費	4,350,829	11,423	4,362,252		166,590			△155,167
計	57,769,000	193,300	57,962,300	10,399	231,760	38,300	8,500	△95,659

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	222,868	9,231	232,099	1 総務管理費補助金	9,231	地域未来交付金 (デジタル実装型) △10,492 過疎地域持続的発展支援交付金 19,723
2 民生費国庫補助金	439,213	1,168	440,381	6 障害者総合支援事業費補助金	1,168	障害者総合支援事業費補助金 1,168
計	2,273,263	10,399	2,283,662			

16 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	1,809,164	9,375	1,818,539	7 災害弔慰金負担金	9,375	災害弔慰金負担金 9,375
計	2,160,796	9,375	2,170,171			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	670,716	5,535	676,251	8 児童福祉費補助金	5,450	障害児保育のための職員加配支援事業費補助金 5,450

16 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				9 生活保護費補助金	85	国民生活基礎調査交付金 85
4 農林水産業費補助金	974,752	50,260	1,025,012	1 農業費補助金	50,260	地域農業構造転換支援事業補助金 50,260
8 教育費補助金	5,367	166,590	171,957	1 教育総務費補助金	253	市町村立小・中学校等入出力装置補助金 253
				3 学校給食費補助金	166,337	公立小学校等給食費保護者負担軽減事業補助金 166,337
計	2,043,830	222,385	2,266,215			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	3,021,414	△95,659	2,925,755	1 財政調整基金繰入金	△95,659	財政調整基金繰入金 △95,659
計	4,866,578	△95,659	4,770,919			

21 款 諸収入

4 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	340,926	8,500	349,426	1 雑入	8,500	自治総合センター・コミュニティ助成金 8,500

21 款 諸収入

4 項 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	403,382	8,500	411,882			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木債	1,251,900	38,300	1,290,200	1 道路整備事業債	38,300	緊急自然災害防止対策事業債 38,300
計	3,677,800	38,300	3,716,100			

3. 歳出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	301,697	922	302,619				922	2 給料	286	人件費	874
								3 職員手当等	296	議会管理費	48
								4 共済費	292		
								8 旅費	48		
計	301,697	922	302,619				922				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	2,593,906	△57,101	2,536,805				△57,101	2 給料	△43,307	人件費	△57,101
								3 職員手当等	△13,945		
								4 共済費	151		
7 企画費	614,944	60	615,004				60	8 旅費	60	共創推進総務費	60
8 地域振興費	284,983	28,223	313,206	19,723		8,500		12 委託料	19,723	地域公共交通活性化事業	
								18 負担金補助 及び交付金	8,500	コミュニティ助成事業	8,500
10 電算情報管理費	907,605	0	907,605	△15,710			15,710			書かないワンストップ窓口構築事業	財源振替
計	6,290,030	△28,818	6,261,212	4,013		8,500	△41,331				

2 款 総務費

2 項 徴税費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 税務総務費	311,902	△20,901	291,001				△20,901	2 給料	△10,522	人件費	△20,901
								3 職員手当等	△10,379		
2 賦課徴収費	154,551	110	154,661				110	8 旅費	110	徴収事務費	110
計	506,340	△20,791	485,549				△20,791				

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	280,285	12,371	292,656				12,371	2 給料	5,895	人件費	12,371
								3 職員手当等	3,813		
								4 共済費	2,663		
計	280,285	12,371	292,656				12,371				

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	29,370	△5,753	23,617				△5,753	2 給料	△3,782	人件費	△5,753
								3 職員手当等	△1,971		
計	51,620	△5,753	45,867				△5,753				

2 款 総務費

6 項 監査委員費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 監査委員費	52,290	291	52,581				291	2 給料	194	人件費	291
								3 職員手当等	87		
								4 共済費	10		
計	52,290	291	52,581				291				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分		金額			
				国県支出金	地方債	その他							
1 社会福祉総務費	877,066	41,362	918,428	85			41,277	2 給料	22,031	人件費	41,276		
								3 職員手当等	11,201			社会福祉総務費	86
								4 共済費	8,044				
								7 報償費	86				
2 障がい者自立支援給付費	2,800,666	2,337	2,803,003	1,168			1,169	12 委託料	2,337	障がい者自立支援給付総務費	2,337		
4 地域福祉費	632,058	2,374	634,432				2,374	2 給料	818	人件費	2,374		
								3 職員手当等	1,097				
								4 共済費	459				
5 高齢者福祉施設費	502,725	12,698	515,423				12,698	27 繰出金	12,698	市営介護サービス事業特別会計繰出金	12,698		
7 国民健康保険費	685,090	△1,536	683,554				△1,536	27 繰出金	△1,536	国民健康保険特別会計繰出金	△1,536		

一般会計

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
8 介護保険対策費	1,945,958	4,165	1,950,123				4,165	27 繰出金	4,165	介護保険特別会計繰出金 4,165
9 くらしの相談費	64,501	96	64,597				96	8 旅費	96	市民相談事業 96
計	8,335,551	61,496	8,397,047	1,253			60,243			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	1,384,199	5,450	1,389,649	5,450				18 負担金補助及び交付金	5,450	保育所等支援事業 5,450
計	6,246,777	5,450	6,252,227	5,450						

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 生活保護総務費	68,378	110	68,488				110	8 旅費	110	生活保護総務費 110
計	1,139,032	110	1,139,142				110			

3 款 民生費

5 項 災害救助費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 災害救助費	1,070	12,500	13,570	9,375			3,125	19 扶助費	12,500	災害弔慰金支給事業	12,500
計	1,070	12,500	13,570	9,375			3,125				

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健衛生総務費	535,402	3,818	539,220				3,818	2 給料	3,239	人件費	3,818
								3 職員手当等	△1,592		
								4 共済費	2,171		
計	3,285,399	3,818	3,289,217				3,818				

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 清掃総務費	117,311	3,618	120,929				3,618	2 給料	1,179	人件費	3,618
								3 職員手当等	1,122		
								4 共済費	1,317		
計	2,501,922	3,618	2,505,540				3,618				

5 款 労働費

1 項 労働諸費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 労働諸費	112,935	0	112,935	5,218			△5,218		若年者等人財育成・地元定着支援事業 財源振替	
計	126,784	0	126,784	5,218			△5,218			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	92,667	1,133	93,800				1,133	2 給料	△20	人件費 1,133
								3 職員手当等	771	
								4 共済費	382	
2 農業総務費	467,998	△10,782	457,216				△10,782	2 給料	△5,335	人件費 △10,782
								3 職員手当等	△5,447	
3 農業振興費	1,133,655	50,260	1,183,915	50,260				18 負担金補助及び交付金	50,260	農業経営支援事業 50,260
計	2,834,530	40,611	2,875,141	50,260			△9,649			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 林業総務費	78,344	2,760	81,104				2,760	2 給料	287	人件費 2,760

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							3職員手当等	2,301		
							4共済費	172		
計	373,927	2,760	376,687					2,760		

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1商工総務費	352,573	14,303	366,876				2給料	7,167	人件費 14,303	
							3職員手当等	2,699		
							4共済費	4,437		
計	2,755,594	14,303	2,769,897					14,303		

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1土木総務費	84,895	△1,397	83,498				2給料	△1,535	人件費 △1,397	
							3職員手当等	△332		
							4共済費	470		
計	84,895	△1,397	83,498					△1,397		

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋りょう総務費	271,311	984	272,295				984	2 給料	△2,790	人件費 984
								3 職員手当等	2,257	
								4 共済費	1,517	
3 道路新設改良費	1,198,221	△5,746	1,192,475				△5,746	2 給料	△2,643	人件費 △5,746
								3 職員手当等	△3,103	
5 雪対策費	1,719,916	38,357	1,758,273			38,300	57	14 工事請負費	38,357	克雪施設（流雪溝・消雪パイプ・消融雪溝等）管理費 38,357
計	3,773,482	33,595	3,807,077			38,300	△4,705			

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	105,771	△5,983	99,788				△5,983	2 給料	△3,620	人件費 △5,983
								3 職員手当等	△2,363	
計	2,639,527	△5,983	2,633,544				△5,983			

8 款 土木費

5 項 住宅費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 建築住宅総務費	127,237	△923	126,314				△923	2 給料	△644	人件費	△923
								3 職員手当等	△279		
計	269,075	△923	268,152				△923				

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 常備消防費	1,911,455	52,697	1,964,152				52,697	2 給料	17,581	人件費	52,697
								3 職員手当等	21,884		
								4 共済費	13,232		
2 非常備消防費	226,420	1,000	227,420				1,000	10 需用費	1,000	非常備消防事業	1,000
計	2,341,036	53,697	2,394,733				53,697				

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	1,163,469	15,774	1,179,243				15,774	2 給料	9,134	人件費	15,774
								3 職員手当等	3,450		
								4 共済費	3,190		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3教育指導費	163,714	253	163,967	253				17備品購入費	253	教育指導支援事業	253
計	1,330,406	16,027	1,346,433	253			15,774				

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1学校管理費	472,729	△5,698	467,031				△5,698	1報酬	△4,377	人件費	368
								3職員手当等	△1,555	小学校管理費	△6,066
								4共済費	234		
2教育振興費	31,370	72	31,442				72	17備品購入費	72	小学校教育振興費	72
計	504,099	△5,626	498,473				△5,626				

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1学校管理費	226,031	5,552	231,583				5,552	1報酬	4,194	中学校管理費	5,552
								3職員手当等	1,358		
2教育振興費	44,595	130	44,725				130	17備品購入費	130	中学校教育振興費	130
計	270,626	5,682	276,308				5,682				

10 款 教育費

4 項 社会教育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育総務費	273,620	△1,473	272,147				△1,473	2 給料	1,633	人件費	△1,473
								3 職員手当等	△3,106		
計	776,371	△1,473	774,898				△1,473				

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分		金額			
				国県支出金	地方債	その他							
1 スポーツ振興費	600,880	△3,039	597,841				△3,039	2 給料	△2,710	人件費	△3,539		
								3 職員手当等	△829			競技スポーツパワーアップ事業	
								18 負担金補助及び交付金	500			500	
2 学校給食費	868,447	△148	868,299	166,337			△166,485	2 給料	241	人件費	△148		
								3 職員手当等	△538			学校給食事業	財源振替
								4 共済費	149				
計	1,469,327	△3,187	1,466,140	166,337			△169,524						

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職
(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,072) 883	1,633,839	3,798,952	3,374,331	8,807,122	1,644,464	10,451,586	
補 正 前	(1,076) 870	1,634,022	3,806,175	3,367,434	8,807,631	1,605,574	10,413,205	
比 較	(△4) 13	△183	△7,223	6,897	△509	38,890	38,381	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 員 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 手 任 当	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補 正 後	120,712	40,292	60,044	19,421	356,846	5,246	1,196	16,000	69,614	41,975	1,133,243	932,598	68,875	82,960	270	1,113	423,926	3,374,331
補 正 前	123,366	40,381	59,374	18,624	349,761	4,900	1,196	16,000	59,614	41,798	1,141,011	934,517	70,137	81,135		1,694	423,926	3,367,434
比 較	△2,654	△89	670	797	7,085	346			10,000	177	△7,768	△1,919	△1,262	1,825	270	△581		6,897

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(62) 883		3,798,952	2,879,504	6,678,456	1,310,892	7,989,348	
補 正 前	(66) 870		3,806,175	2,872,276	6,678,451	1,272,002	7,950,453	
比 較	(△4) 13		△7,223	7,228	5	38,890	38,895	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	特殊手当	時間外手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	日務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後	120,712	40,292	60,044	19,421	356,846	5,246	1,196	16,000	69,614	41,975	864,035	706,979	68,875	82,960	270	1,113	423,926	2,879,504		
補正前	123,366	40,381	59,374	18,624	349,761	4,900	1,196	16,000	59,614	41,798	871,623	708,747	70,137	81,135		1,694	423,926	2,872,276		
比較	△2,654	△89	670	797	7,085	346			10,000	177	△7,588	△1,768	△1,262	1,825	270	△581		7,228		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(1,010)	1,633,839		494,827	2,128,666	333,572	2,462,238	
補正前	(1,010)	1,634,022		495,158	2,129,180	333,572	2,462,752	
比較	()	△183		△331	△514		△514	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	特殊手当	時間外手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	日務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後													269,208	225,619						494,827
補正前													269,388	225,770						495,158
比較													△180	△151						△331

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△7,223	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△7,223	人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	7,228	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	7,228	人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	334,805	316,279	269,464		369,275
	平均給与月額 (円)	409,831	381,276	318,286		443,088
	平均年齢 (歳)	42.7	53.0	31.7		51.5
補 正 前	平均給料月額 (円)	349,583	326,693	285,111		381,975
	平均給与月額 (円)	418,218	384,738	327,166		440,564
	平均年齢 (歳)	43.7	54.0	33.0		52.5

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	81	9.9	1級			1級			1級			1級		
	2級	102	12.5	2級	1 (8)	2.1 (100.0)	2級	4	80.0	2級			2級	1 (5)	6.3 (100.0)
	3級	144 (47)	17.7 (95.9)	3級	2	4.3	3級			3級			3級	2	12.5
	4級	228	28.0	4級	30	63.8	4級	1	20.0	4級			4級	13	81.2
	5級	167	20.5	5級	14	29.8	5級			5級			5級		
	6級	81 (2)	9.9 (4.1)				6級			6級					
	7級	12	1.5												
	計	815 (49)	100.0 (100.0)	計	47 (8)	100.0 (100.0)	計	5	100.0	計			計	16 (5)	100.0 (100.0)
補正前	1級	83	10.4	1級			1級	1	16.7	1級			1級		
	2級	100	12.5	2級	1 (10)	2.0 (100.0)	2級	3	49.9	2級			2級	1 (9)	5.9 (100.0)
	3級	136 (43)	17.0 (93.5)	3級	4	8.2	3級	1 (1)	16.7 (100.0)	3級			3級	2	11.8
	4級	231 (1)	29.0 (2.2)	4級	31	63.3	4級	1	16.7	4級			4級	14	82.3
	5級	158	19.8	5級	13	26.5	5級			5級			5級		
	6級	79 (2)	9.9 (4.3)				6級			6級					
	7級	11	1.4												
	計	798 (46)	100.0 (100.0)	計	49 (10)	100.0 (100.0)	計	6 (1)	100.0 (100.0)	計			計	17 (9)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員(外書き)

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹 参事	次長 課長	部長
技能労務職		技士	主任	主席	総括		
医療技術職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保健・看護職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福祉職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	883	815	47	5		16	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	711	674	22	5		10	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	56	56				
		4号給 (人)	655	618	22	5		10
		号給 (人)						
比 率 (B) / (A) (%)	80.5	82.7	46.8	100.0		62.5		
補正前	職 員 数 (A) (人)	870	798	49	6		17	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	693	653	23	6		11	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	36	36				
		4号給 (人)	657	617	23	6		11
		号給 (人)						
比 率 (B) / (A) (%)	79.7	81.8	46.9	100.0		64.7		

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	3,676,300	38,300	3,714,600	5,560,311		5,560,311	49,720,904	38,300	49,759,204
(7)土 木	1,251,900	38,300	1,290,200	1,338,659		1,338,659	11,233,054	38,300	11,271,354
合 計	3,677,800	38,300	3,716,100	7,301,607		7,301,607	61,521,264	38,300	61,559,564

議案第66号

令和8年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度横手市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,964千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,724,964千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,541,376	190,349	1,731,725
	1 国民健康保険税	1,541,376	190,349	1,731,725
4 県支出金		6,298,431	151	6,298,582
	1 県補助金	6,298,430	151	6,298,581
6 繰入金		684,566	△1,536	683,030
	1 他会計繰入金	684,565	△1,536	683,029
歳入	合計	8,536,000	188,964	8,724,964

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		192,266	△1,385	190,881
	1 総務管理費	160,798	△1,536	159,262
	2 徴税費	30,822	151	30,973
3 国民健康保険事業費納付金		1,912,530	14,334	1,926,864
	1 医療給付費分	1,227,300	△649	1,226,651
	2 後期高齢者支援金等分	497,986	4,161	502,147
	3 介護納付金分	142,466	7,390	149,856
	4 子ども・子育て支援納付金分	44,778	3,432	48,210
10 予備費		190,141	176,015	366,156
	1 予備費	190,141	176,015	366,156
歳出	合計	8,536,000	188,964	8,724,964

国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,541,376	190,349	1,731,725
4 県支出金	6,298,431	151	6,298,582
6 繰入金	684,566	△1,536	683,030
計	8,536,000	188,964	8,724,964

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	192,266	△1,385	190,881		151			△1,536
3 国民健康保険事業費 納付金	1,912,530	14,334	1,926,864					14,334
10 予備費	190,141	176,015	366,156					176,015
計	8,536,000	188,964	8,724,964		151			188,813

2. 歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険税	1,541,357	190,349	1,731,706	1 医療給付費分 現年課税分	123,011	医療給付費分現年課税分 123,011
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	53,833	後期高齢者支援金分現年課税分 53,833
				3 介護納付金分 現年課税分	9,675	介護納付金分現年課税分 9,675
				4 子ども・子育 て支援納付金 分現年課税分	3,830	子ども・子育て支援納付金分現年課税分 3,830
計	1,541,376	190,349	1,731,725			

4 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 保険給付費等交付金	6,280,628	151	6,280,779	2 特別交付金	151	都道府県繰入金 (2号分) 151
計	6,298,430	151	6,298,581			

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	684,565	△1,536	683,029	3 事務費繰入金	△1,536	事務費繰入金 △1,536
計	684,565	△1,536	683,029			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	160,798	△1,536	159,262				△1,536	2給料	△667	人件費	△1,536
								3職員手当等	△869		
計	160,798	△1,536	159,262				△1,536				

1 款 総務費

2 項 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1賦課徴収費	30,822	151	30,973	151				8旅費	151	徴収費	151
計	30,822	151	30,973	151							

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1医療給付費分	1,227,300	△649	1,226,651				△649	18負担金補助及び交付金	△649	医療給付費分	△649
計	1,227,300	△649	1,226,651				△649				

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者支援金等分	497,986	4,161	502,147				4,161	18 負担金補助及び交付金	4,161	後期高齢者支援金等分 4,161
計	497,986	4,161	502,147				4,161			

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護納付金分	142,466	7,390	149,856				7,390	18 負担金補助及び交付金	7,390	介護納付金分 7,390
計	142,466	7,390	149,856				7,390			

3 款 国民健康保険事業費納付金

4 項 子ども・子育て支援納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 子ども・子育て支援納付金分	44,778	3,432	48,210				3,432	18 負担金補助及び交付金	3,432	子ども・子育て支援納付金分 3,432
計	44,778	3,432	48,210				3,432			

10 款 予備費

1 項 予備費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 予備費	190,141	176,015	366,156				176,015		176,015	予備費
計	190,141	176,015	366,156				176,015			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職 (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(6) 12	12,818	48,433	37,258	98,509	17,973	116,482	
補 正 前	(6) 12	12,818	49,100	38,127	100,045	17,973	118,018	
比 較	()		△667	△869	△1,536		△1,536	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 員 勤 務 当 手	期 末 勤 務 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 帯 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	762	324	910		3,645				40	489	13,492	11,253	773	180			5,390	37,258
補 正 前	762	618	941		3,645				40	392	13,836	11,509	814	180			5,390	38,127
比 較		△294	△31							97	△344	△256	△41					△869

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 12		48,433	32,411	80,844	14,873	95,717	
補 正 前	() 12		49,100	33,280	82,380	14,873	97,253	
比 較	()		△667	△869	△1,536		△1,536	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 手 当	時 間 外 勤 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後	762	324	910		3,645				40	489	10,860	9,038	773	180			5,390	32,411
補正前	762	618	941		3,645				40	392	11,204	9,294	814	180			5,390	33,280
比 較		△294	△31							97	△344	△256	△41					△869

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△667	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△667	人事異動による対象者変更など
職 員 手 当	△869	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△869	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	336,340				
	平均給与月額 (円)	379,188				
	平均年齢 (歳)	40.8				
補 正 前	平均給料月額 (円)	340,972				
	平均給与月額 (円)	384,569				
	平均年齢 (歳)	41.9				

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	1	8.3	1級			1級			1級			1級		
	2級	1	8.3	2級			2級			2級			2級		
	3級	5	41.7	3級			3級			3級			3級		
	4級	2	16.7	4級			4級			4級			4級		
	5級	2	16.7	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	8.3				6級			6級					
	7級														
	計	12	100.0	計			計			計			計		
補正前	1級	1	8.3	1級			1級			1級			1級		
	2級	3	25.0	2級			2級			2級			2級		
	3級	2	16.7	3級			3級			3級			3級		
	4級	3	25.0	4級			4級			4級			4級		
	5級	2	16.7	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	8.3				6級			6級					
	7級														
	計	12	100.0	計			計			計			計		

※ () 内は、再任用職員(外書き)

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹 参事	次長 課長	部長
技能労務職		技士	主任	主席	総括		
医療技術職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保健・看護職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福祉職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	12	12					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	10					
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	1	1				
		4号給 (人)	9	9				
	号給 (人)							
比 率 (B) / (A) (%)	83.3	83.3						
補正前	職 員 数 (A) (人)	12	12					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	10					
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	10	10				
	号給 (人)							
比 率 (B) / (A) (%)	83.3	83.3						

議案第67号

令和8年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,014,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		2,312,342	4,165	2,316,507
	1 一般会計繰入金	1,945,358	4,165	1,949,523
歳入	合計	13,010,000	4,165	13,014,165

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		265,574	4,165	269,739
	1 総務管理費	163,697	4,165	167,862
歳出	合計	13,010,000	4,165	13,014,165

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	2,312,342	4,165	2,316,507
計	13,010,000	4,165	13,014,165

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	265,574	4,165	269,739					4,165
計	13,010,000	4,165	13,014,165					4,165

2. 歳入

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 その他一般会計繰入金	266,176	4,165	270,341	1 その他一般会計繰入金	4,165	その他一般会計繰入金 4,165
計	1,945,358	4,165	1,949,523			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	160,563	4,165	164,728				4,165	2 給料	2,915	人件費	4,165
								3 職員手当等	863		
								4 共済費	387		
計	163,697	4,165	167,862				4,165				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(23) 15	55,408	60,141	64,630	180,179	31,246	211,425	
補 正 前	(23) 14	55,408	57,226	63,767	176,401	30,859	207,260	
比 較	() 1		2,915	863	3,778	387	4,165	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手 当	児 童 当 手	単 身 赴 手 当	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	2,116	1,230	747		5,994				100	392	24,986	20,964	1,118	700			6,283	64,630
補 正 前	1,704	1,500	838		5,994				100	392	24,490	20,308	1,118	1,040			6,283	63,767
比 較	412	△270	△91								496	656		△340				863

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 15		60,141	43,876	104,017	18,696	122,713	
補 正 前	() 14		57,226	43,013	100,239	18,309	118,548	
比 較	() 1		2,915	863	3,778	387	4,165	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 手 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担 金	合 計
補正後	2,116	1,230	747		5,994				100	392	13,716	11,480	1,118	700			6,283	43,876
補正前	1,704	1,500	838		5,994				100	392	13,220	10,824	1,118	1,040			6,283	43,013
比 較	412	△270	△91								496	656		△340				863

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	2,915	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	2,915	人事異動による対象者変更など
職 員 手 当	863	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	863	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	334,117				
	平均給与月額 (円)	387,867				
	平均年齢 (歳)	40.3				
補 正 前	平均給料月額 (円)	340,631				
	平均給与月額 (円)	402,940				
	平均年齢 (歳)	41.6				

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	1	6.7	1級			1級			1級			1級		
	2級	5	33.3	2級			2級			2級			2級		
	3級	2	13.3	3級			3級			3級			3級		
	4級	4	26.7	4級			4級			4級			4級		
	5級	2	13.3	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	6.7				6級			6級					
	7級														
	計	15	100.0	計			計			計			計		
補正前	1級	2	14.3	1級			1級			1級			1級		
	2級	3	21.4	2級			2級			2級			2級		
	3級	2	14.3	3級			3級			3級			3級		
	4級	4	28.6	4級			4級			4級			4級		
	5級	2	14.3	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	7.1				6級			6級					
	7級														
	計	14	100.0	計			計			計			計		

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹 参事	次長 課長	部長
技能労務職		技士	主任	主席	総括		
医療技術職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保健・看護職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福祉職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	15	15					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	15	15					
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	1	1				
		4号給 (人)	14	14				
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	100.0	100.0						
補正前	職 員 数 (A) (人)	14	14					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	14	14					
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	1	1				
		4号給 (人)	13	13				
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	100.0	100.0						

議案第68号

令和8年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度横手市の市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,522,398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月1日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		460,153	12,698	472,851
	1 他会計繰入金	460,153	12,698	472,851
歳入	合計	1,509,700	12,698	1,522,398

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		304,758	24,883	329,641
	1 施設管理費	304,758	24,883	329,641
2 サービス事業費		1,107,577	△12,185	1,095,392
	2 居宅介護サービス事業費	142,012	4,364	146,376
	3 施設介護サービス事業費	932,949	△16,549	916,400
歳 出	合 計	1,509,700	12,698	1,522,398

市営介護サービス事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金	460,153	12,698	472,851
計	1,509,700	12,698	1,522,398

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	304,758	24,883	329,641					24,883
2 サービス事業費	1,107,577	△12,185	1,095,392					△12,185
計	1,509,700	12,698	1,522,398					12,698

2. 歳入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	460,153	12,698	472,851	1 一般会計繰入金	12,698	一般会計繰入金 (特別養護老人ホーム白寿園) 17,508 一般会計繰入金 (介護老人保健施設老健おおもり) △15,104 一般会計繰入金 (指定通所介護事業所森の家) 10,294
計	460,153	12,698	472,851			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	304,758	24,883	329,641				24,883	2 給料	13,619	人件費	24,883
								3 職員手当等	6,933		
								4 共済費	4,331		
計	304,758	24,883	329,641				24,883				

2 款 サービス事業費

2 項 居宅介護サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 短期入所生活介護事業費	53,836	4,364	58,200				4,364	2 給料	3,853	人件費	4,364
								3 職員手当等	△405		
								4 共済費	916		
計	142,012	4,364	146,376				4,364				

2 款 サービス事業費

3 項 施設介護サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 施設介護サービス事業費	932,949	△16,549	916,400				△16,549	2 給料	△12,822	人件費	△16,549
								3 職員手当等	△3,727		
計	932,949	△16,549	916,400				△16,549				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(110) 67	257,544	314,162	289,842	861,548	154,572	1,016,120	
補 正 前	(109) 66	257,544	309,512	287,041	854,097	149,325	1,003,422	
比 較	(1) 1		4,650	2,801	7,451	5,247	12,698	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手 当	児 童 当 手	単 身 赴 手 当	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	5,379	1,710	8,456	6,302	11,863			6,140	30	1,198	115,087	95,071	5,505	3,400			29,701	289,842
補 正 前	4,302	1,764	8,033	6,102	11,863			6,250	30	878	114,925	95,161	5,372	2,660			29,701	287,041
比 較	1,077	△54	423	200				△110		320	162	△90	133	740				2,801

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(15) 67		314,162	200,531	514,693	99,652	614,345	
補 正 前	(14) 66		309,512	197,730	507,242	94,405	601,647	
比 較	(1) 1		4,650	2,801	7,451	5,247	12,698	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手 当	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	5,379	1,710	8,456	6,302	11,863			6,140	30	1,198	66,545	54,302	5,505	3,400			29,701	200,531
補正前	4,302	1,764	8,033	6,102	11,863			6,250	30	878	66,383	54,392	5,372	2,660			29,701	197,730
比 較	1,077	△54	423	200				△110		320	162	△90	133	740				2,801

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	4,650	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	4,650	人事異動による対象者変更など
職 員 手 当	2,801	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	2,801	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	373,792	322,500	308,698	345,411	324,963
	平均給与月額 (円)	430,042	369,750	339,188	374,615	360,327
	平均年齢 (歳)	58.4	50.0	37.9	48.0	49.7
補 正 前	平均給料月額 (円)	370,313		308,729	342,620	328,028
	平均給与月額 (円)	411,677		339,521	372,078	375,713
	平均年齢 (歳)	55.0		37.9	50.0	50.3

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級			1級			1級			1級	1	6.7	1級	3	8.3
	2級			2級	(1)	(100.0)	2級	3	37.5	2級	3 (1)	20.0 (33.3)	2級	11 (8)	30.6 (100.0)
	3級	1 (2)	14.3 (100.0)	3級			3級	3 (1)	37.5 (100.0)	3級	4 (2)	26.7 (66.7)	3級	10	27.8
	4級	2	28.5	4級	1	100.0	4級	1	12.5	4級			4級	12	33.3
	5級	1	14.3	5級			5級	1	12.5	5級	7	46.6	5級		
	6級	3	42.9				6級			6級					
	7級														
	計	7 (2)	100.0 (100.0)	計	1 (1)	100.0 (100.0)	計	8 (1)	100.0 (100.0)	計	15 (3)	100.0 (100.0)	計	36 (8)	100.0 (100.0)
補正前	1級	1	14.3	1級			1級			1級	1	6.7	1級	3	8.3
	2級			2級			2級	3	37.5	2級	2	13.3	2級	10 (9)	27.8 (100.0)
	3級	(1)	(100.0)	3級			3級	3 (1)	37.5 (100.0)	3級	5 (3)	33.3 (100.0)	3級	13	36.1
	4級	3	42.8	4級			4級	1	12.5	4級	1	6.7	4級	10	27.8
	5級	1	14.3	5級			5級	1	12.5	5級	6	40.0	5級		
	6級	2	28.6				6級			6級					
	7級														
	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計			計	8 (1)	100.0 (100.0)	計	15 (3)	100.0 (100.0)	計	36 (9)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹 参事	次長 課長	部長
技能労務職		技士	主任	主席	総括		
医療技術職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保健・看護職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福祉職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	67	7	1	8	15	36	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	41	1	1	8	8	23	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	2				1	1
		4号給 (人)	39	1	1	8	7	22
	号給 (人)							
比 率 (B)／(A) (%)	61.2	14.3	100.0	100.0	53.3	63.9		
補正前	職 員 数 (A) (人)	66	7		8	15	36	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	39	2		8	7	22	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	39	2		8	7	22
	号給 (人)							
比 率 (B)／(A) (%)	59.1	28.6		100.0	46.7	61.1		